

他のまちづくり等に対する支援制度

【各制度の詳しい内容等については、関係部署にお問合せください。】

活動に必要な物品の無償貸出し

概要：まちづくり活動に必要な物品を貸し出します。
対象団体：3人以上で構成される団体
貸出期間：1週間以内
貸出物品：テント、プロジェクター・スクリーン、アンプ・マイクセット、ハンズフリー拡声器 など
貸出時期：随時
問合せ先：**各区まちづくり支援センター**（地域起こし推進課内。電話番号は表紙にあります。）

住宅団地における住替え促進事業

概要：市内の169の住宅団地を対象に、一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯（小学生以下の子（出産予定を含む）がいる世帯）の住替えを促進します。
※ 町内会等の自治組織が作成する「空き家活用計画書」に記載された空き家が対象になります。
補助対象者：
・リフォーム費補助：空き家所有者、入居者（子育て世帯）
・家賃補助：入居者（子育て世帯）
補助内容：
・リフォーム費補助（補助率1/2（上限50万円））
・家賃補助（補助率1/2（上限2万円/月、最大24か月））
申請時期：4月から受付開始（先着順）
問合せ先：**市役所都市整備局住宅政策課**（TEL082-504-2292）

「協同労働」による地域での起業支援

概要：「協同労働（※）」の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む、意欲のある高齢者の皆さんを中心としたプロジェクトの立上げを以下の2方向から支援します。

※「協同労働」…働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方

- プラットフォームによる支援**
専門のコーディネーターが、勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立上げから立上げ後のフォローアップまで全面的に支援します。
- 立上げ経費の補助**
事業の立上げの目途が立った団体に対して、立上げに要する経費の一部を補助します。
ア 補助内容：補助率1/2（上限100万円）
イ 補助金交付要件
・構成員が4名以上で、うち半数以上が60歳以上であること。
・地域の課題に取り組み、地域の活性化につながる事業であること。
・事業の継続に必要な収益が見込まれること。
問合せ先：**「協同労働」プラットフォーム（らぼーろ ひろしま）**（TEL082-554-4400）

地域高齢者交流サロン運営事業補助金

概要：地域団体が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性を図るため、補助金を交付します。
対象団体：サロンを実施する団体（町内会・自治会、地区社協、NPO法人、ボランティア団体など）
対象となるサロン活動：
① 利用者：地域の高齢者であれば誰でも参加可能
② 利用料：原則無料（食事代などの実費については利用者負担）
③ 活動内容等：原則月1～2回以上定期的に開催し、概ね10名以上の参加者がいること。
④ 活動場所：申請団体において確保すること（集会所、公民館、民間施設等）。
補助金額：1か所につき5万円
※ 週1回以上、1回当たり概ね30分以上の運動を実施するサロンについては、地域介護予防拠点として5万円の上乗せ補助を申請することができます。
申請時期：4月頃
問合せ先：**各区社会福祉協議会**

TEL 中	: 082-249-3114
東	: 082-263-8443
南	: 082-251-0525
西	: 082-294-0104
安佐南	: 082-831-5011
安佐北	: 082-814-0811
安芸	: 082-821-2501
佐伯	: 082-921-3113

ひと・まち広島未来づくりファンド (Hm²:ふむふむ)

概要：心豊かでいきいきとした市民社会づくりを目指すため、市民の皆さんの自主的なまちづくり活動に対して助成金を交付します。学識経験者などで構成する運営委員会が、公開により助成先の審査・選考を行うとともに、運営に関する助言なども行い、まちづくり活動の支援や拡大を図ります。
対象団体：次の①②の要件をいずれも満たす団体
① 団体構成員の過半数が広島市民、又は団体の所在地が広島市にあること。
② 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で広島市のまちづくりにつながる活動を行い、かつ同法第2条に該当する団体であること。
助成内容：
・団体育成助成部門 限度額5万円/件
・まちづくり活動発展助成部門 限度額50万円/件
申請時期：2月頃
問合せ先：**広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課事業係**（TEL082-541-5335）

みなさんのまちづくり活動を支援します！

～まちづくり活動の補助制度等を紹介します～ 【平成31年度版】

広島市では、みなさんのまちづくり活動を支援するため、様々な補助制度等を用意しています。
こうした補助制度等は、その目的に応じて、申請することができる団体や補助内容などが異なります。
そのため、どの制度が活用できるのか、みなさんの活動に適しているのか、検討しやすいように一覧にまとめました。



問合せ先

各区役所地域起こし推進課

（活動を行う区の地域起こし推進課に相談してください。）

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

企画総務局コミュニティ再生課

場 所	電話番号	e-mail アドレス
〒730-8586 広島市中区 国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2125	community@city.hiroshima.lg.jp

※各制度の内容は広島市ホームページにも掲載しています。

広島市HP

まちづくり活動支援

検索

まちづくり活動等に対する主な支援制度

【各制度の詳しい内容等については、それぞれのパンフレットやホームページ等を御覧ください。】

制度名	区の魅力と活力向上推進事業(補助金)	“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金	商店街活性化事業費補助金 (イベント主体型)	空き家等を活用した 活動・交流拠点認定制度	三世代同居・近居 支援事業																																														
概 要	区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付します。	地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付します。 〔 本制度を活用し、住民同士が話し合い、協力し合い、地域課題の解決等のために一丸となって取り組む過程の中で、住民間の信頼関係や共助意識が芽生え、それがコミュニティの活性化につながることを期待しています。〕	商店街の活性化を図るため、商店街振興組合などが実施する新たなソフト事業に対して補助金を交付します。	空き家等を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。	子育てや介護などの支え合いと地域コミュニティの次世代の担い手の確保のため、子世帯が親世帯の近くに住替える（同居を含む。）場合に、引越し費用等を助成します。																																														
申請することができる者	3人以上で構成される団体（町内会・自治会等の地域団体、NPO法人、民間事業など）	町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会	商店街等の団体（商店街振興組合や任意の商店会など）	町内会・自治会、地区社会福祉協議会	小学生以下の子どもがいる世帯の世帯主又はその配偶者																																														
対象となる取組及び支援内容等	【対象となる取組】 区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組 ※各区役所が設定したテーマ〔平成31年度の例〕 ・地域の魅力を活用したまちづくり（中区） ・もてなしのまちづくり（東区） ・海と島の魅力づくり（南区） ・元気アップをめざしたまちづくり（西区） ・地域への愛着と誇りが持てるまち（安佐南区） ・ふるさとの自然発見（安佐北区） ・地域のきずなづくり（安芸区） ・人が集い交流するまちづくり（佐伯区） 【補助金額】 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>100万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>1/2</td><td>70万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>1/3</td><td>35万円</td></tr></table>	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	100万円	2年度目	1/2	70万円	3年度目	1/3	35万円	【対象となる取組】 次の①～⑨に該当する取組（各取組を1回ずつ申請することができます。） ① 地域活性化プランの作成 ② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり ③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり ④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援 ⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり ⑥ 住民勉強会の開催 ⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施 ⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組 ⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組 【補助金額】 ①及び②の取組 <table><tr><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>10/10</td><td>50万円</td></tr></table> ③～⑨の取組〔補助期間5年間〕 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>5/5</td><td>10万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>4/5</td><td>8万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>3/5</td><td>6万円</td></tr><tr><td>4年度目</td><td>2/5</td><td>4万円</td></tr><tr><td>5年度目</td><td>1/5</td><td>2万円</td></tr></table>	補助率	限度額	10/10	50万円	補助年度	補助率	限度額	初年度	5/5	10万円	2年度目	4/5	8万円	3年度目	3/5	6万円	4年度目	2/5	4万円	5年度目	1/5	2万円	【対象となる取組】 商店街等の団体において実施する新たなソフト事業であって、商店街の活性化を図るため3年以上継続的に取り組むもの 【補助金額】 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>70万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>1/2</td><td>50万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>1/3</td><td>30万円</td></tr></table>	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	70万円	2年度目	1/2	50万円	3年度目	1/3	30万円	【主な認定要件】 (1) 活用する空き家 ア 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。 イ 町内会等が所有者から無償で借り受けている、又は町内会等が所有していること。など (2) 活動内容 ア 地域住民の誰もが利用可能なこと。 イ 月4回以上使用されていること。 ウ 1月当たり延べ50人以上の利用があること。など 【支援内容】 ① 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ② 本制度による認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税の減免	【主な申請要件】 ① 新たに、親世帯と同居又は近居（親世帯と同一の小学校校区又は親世帯の住宅から直線距離で 1.2km 以内）すること。【既に同居や近居をしている場合は補助対象外】 ② 住替え後に町内会・自治会に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。 【助成内容】 ① 助成額：助成対象費用の 2 分の 1【上限 10 万円】 ② 助成対象費用：子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金 【受付予定件数】 120 件（平成 31 年度）
補助年度	補助率	限度額																																																	
初年度	2/3	100万円																																																	
2年度目	1/2	70万円																																																	
3年度目	1/3	35万円																																																	
補助率	限度額																																																		
10/10	50万円																																																		
補助年度	補助率	限度額																																																	
初年度	5/5	10万円																																																	
2年度目	4/5	8万円																																																	
3年度目	3/5	6万円																																																	
4年度目	2/5	4万円																																																	
5年度目	1/5	2万円																																																	
補助年度	補助率	限度額																																																	
初年度	2/3	70万円																																																	
2年度目	1/2	50万円																																																	
3年度目	1/3	30万円																																																	
申請時期	2 月頃に第 1 次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	2 月頃に第 1 次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	2 月頃に第 1 次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	1 1 月頃	4 月から受付開始 （先着順）																																														
問合せ・申請方法等	申請書類等を区役所の地域起こし推進課（電話番号は表紙にあります。）に提出				申請書類等をコミュニティ再生課（TEL082-504-2125）に提出（持参又は郵送）																																														
備 考	※ 申請後、各区役所で開催される補助金審査会において、必要に応じ、申請団体自らがプレゼンを行っていただきます。審査の結果、取組が認められれば補助金が交付されます。取組終了後には、実施報告書等の提出が必要になります。	※ 申請後、補助金審査会において、取組の必要性、事業効果、実行性・継続性、先駆性・独創性について審査し、認められれば補助金が交付されます。取組終了後には、実施報告書等の提出が必要になります。	※ 申請後、各区役所で開催される補助金審査会において、必要に応じ、申請団体自らがプレゼンを行っていただきます。審査の結果、取組が認められれば補助金が交付されます。取組終了後には、実施報告書等の提出が必要になります。	※ 申請後、12 月中に広島市職員が現地に出向き、活動状況等について実態調査を行います。																																															